

## 自治体事例紹介

# 三豊市における成年後見制度利用促進の取組状況について

香川県三豊市健康福祉部介護保険課  
地域包括支援センター 細川 良士

# 1. 三豊市について





平成18年に7町が合併し、三豊市が誕生しました。

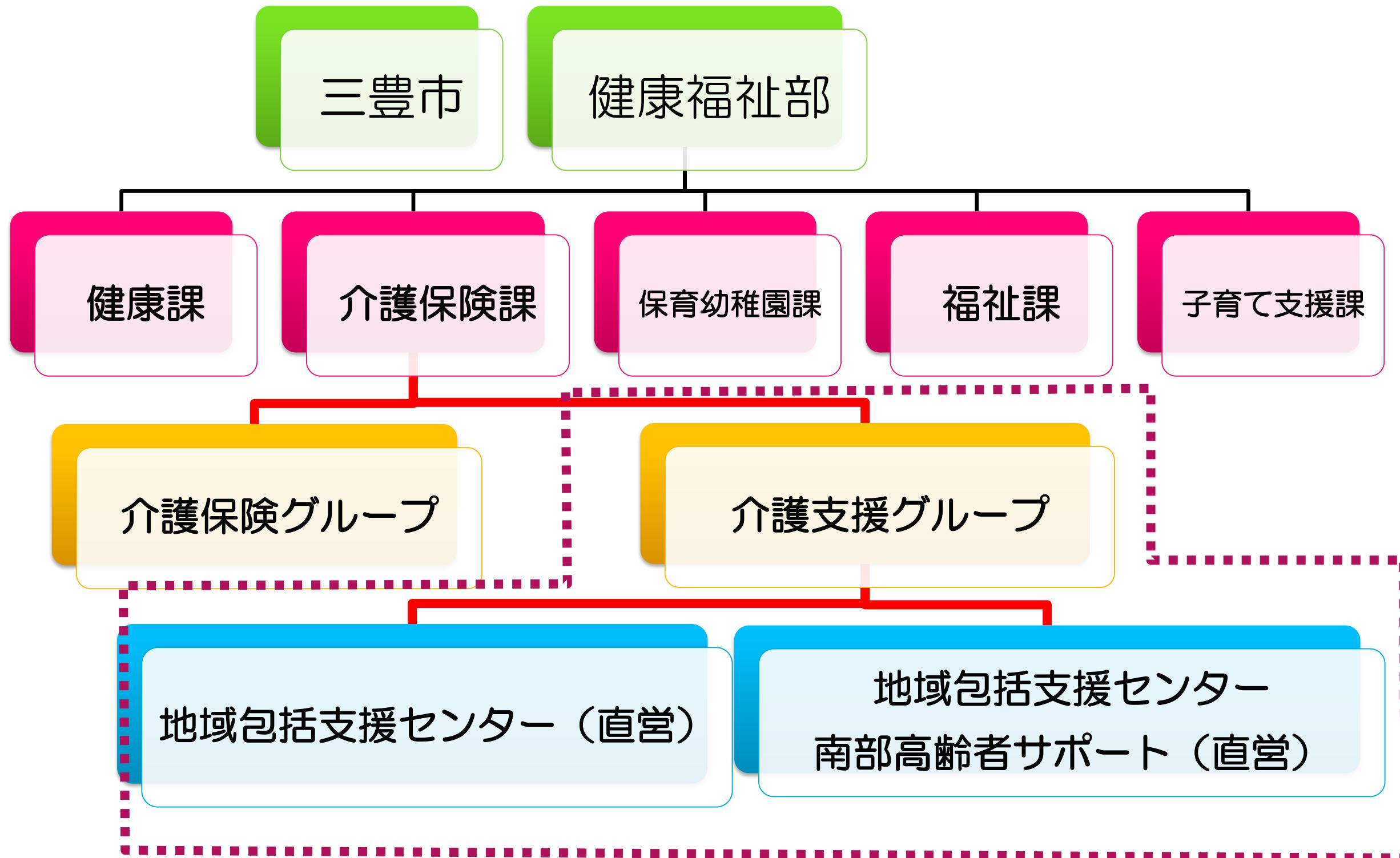
# 三豊市の概況

項目	
総 人 口	66, 346人
世 財 数	25, 982件
65歳以上人口	23, 057人 34.7(%)
独居高齢者数 (平成28年1月末現在で、施設入所を除く 独居高齢者～おおまかに集計したもの)	4, 099人



平成30年4月1日現在

# 三豊市 健康福祉部 機構図



## 2. 現状から審議会設置準備会まで

### 三豊市の成年後見制度に関する相談状況

年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
成年後見制度に関する相談	163	129	169	92	212	172
市長申立件数	10	7	14	5	16	13
県内の市町長申立件数*	49	50	72	79	66	78
県内の申立件数*	—	—	—	268	259	308

(単位) 件

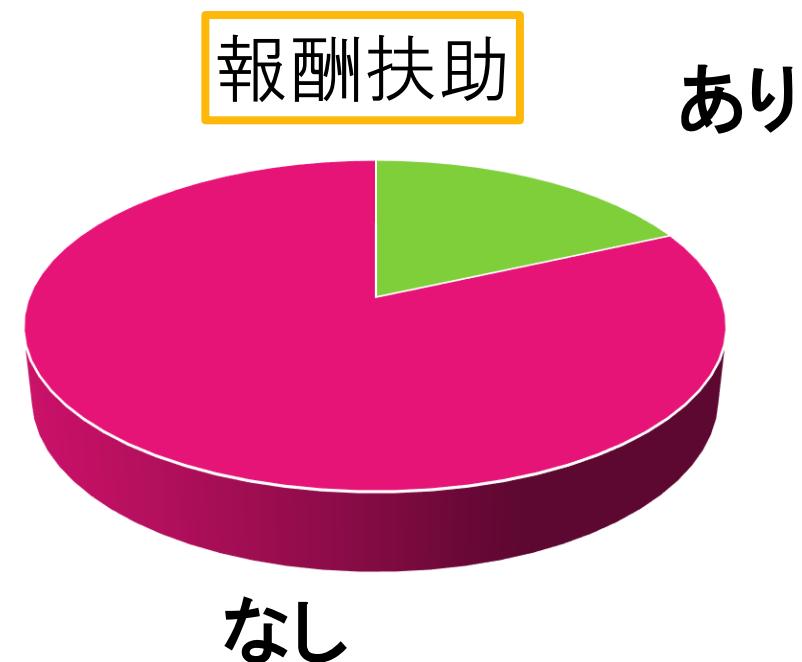
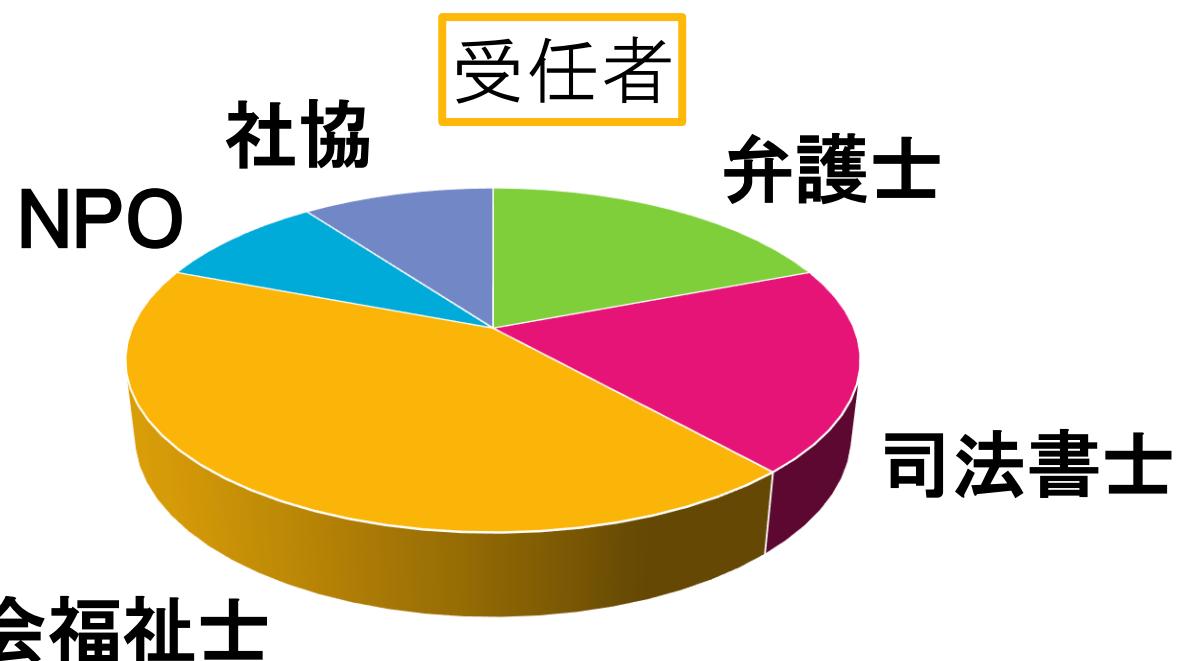
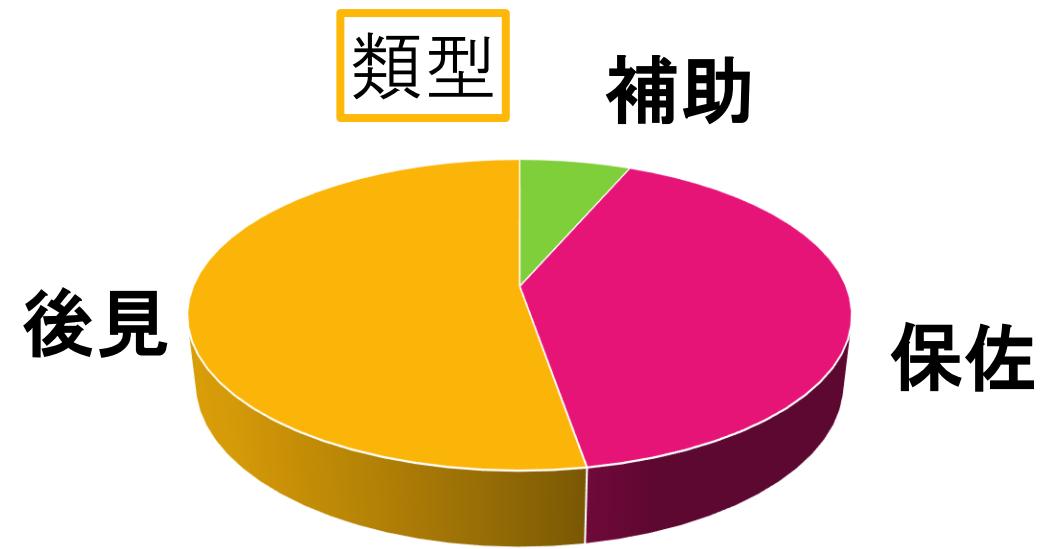
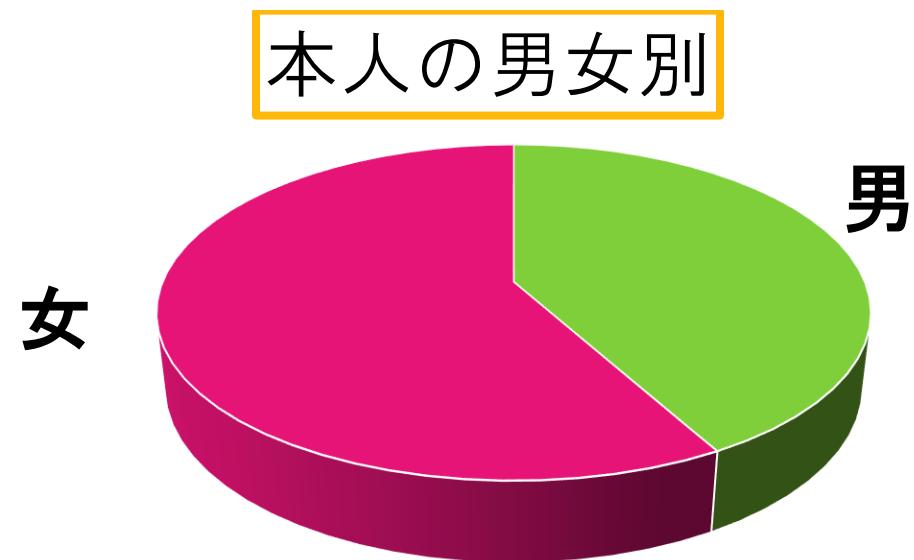
\*県内の申立件数は1月～12月までの1年間になります。

香川県には8市9町あります。また、家庭裁判所は本庁、支部2か所、出張所1か所があります。

平成30年7月現在、県内の成年後見制度利用者数は1,837件です。

# 三豊市における成年後見市長申立の状況（H19年度～H29年度）

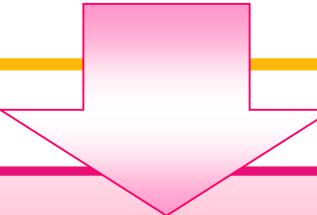
全93件



# 包括の担当者が抱えていた課題

例えば・・・

- ・毎年、約10件の市長申立があり、事前調査、候補者のマッチング、申立後の支援について業務負担が重くなっている。（親族の同意、診断書の依頼、候補者（第三者）の不足、家裁との連携、サービス事業所・入所施設との連携、民生委員との連携、対応困難ケースなど）
- ・成年後見人等の役割について、関係者間での理解が不十分であるため、さまざまな相談・苦情等が寄せられる。（身上監護、医療同意、身元引受、死後の事務など）



協議する場がない。

## 国・県の動き

平成28年5月	成年後見制度の利用の促進に関する法律(法)
平成29年3月	成年後見制度利用促進基本計画
平成29年6月	基本計画説明会(四国ブロック) 基本計画に係る意見交換会(香川県)

## 市の方針案

### 法における地方自治体の講ずる措置 (市町村)

- ・市の基本計画 → 体制整備  
(中核機関・地域連携ネットワーク・今後の取り組み)
- ・合議制の機関を設置 → 審議会

## 利用促進に向けた流れ(イメージ)

審議会設置準備会

審議会

市の基本計画

中核機関・地域連携ネットワーク

制度が必要な人が制度につながる

利用者がメリットを実感できる

# 審議会設置準備会



# 三豊市の動き

平成29年10月	三豊市 審議会設置準備会内規制定
平成30年 1月	第1回審議会設置準備会
(平成30年3月	体制整備の手引き配布)
平成30年 5月	第2回審議会設置準備会

## 準備会のテーマ・意見

- ・「三豊市の現状について」（第1回準備会）  
制度の周知不足、マンパワーの不足、  
市長申立以外の状況が把握できていない、など
- ・「体制整備について」（第2回準備会）  
中核機関、基本計画、地域連携ネットワーク、  
市民後見人養成、審議会の検討、など

# 第一回準備会 「現状について」

(委員からの意見)

- ・制度を知らない人が多い。
- ・どこに相談したらよいかわからないという声がある。
- ・第三者の専門職が受任するにはマンパワーが足りない。
- ・市民後見人の養成ができていない。
- ・成年後見人等への支援体制が不十分（特に在宅において）
- ・県内の他市町と比較して市長申立が多く、成年後見制度利用支援事業の予算も増加しているが、十分であるかの検証をする必要がある。

など



第二回 「体制整備」 の議論へ

# 第二回準備会 「体制整備について」

（委員からの意見）

- ・中核機関はどこがどのように担うのか。
- ・本人への支援、後見人等への支援を充実させるために、地域連携ネットワークをどのように構築するのか。
- ・市民後見人を養成していくのか。
- ・後見人等の候補者調整（交代を含めて）は中核機関も交えて行うのか。
- ・基本計画の策定はいつ頃の予定か。

など



「審議会」の設置、条例案提出へ

## 三豊市における成年後見制度利用促進に向けた体制整備(イメージ)

地域連携ネットワーク

「チーム」 → 地域ケア個別会議  
(日常生活圏域～自治体圏域)

「中核機関」 → 地域包括支援センター（単独・直営）  
福祉課  
(日常生活圏域～自治体圏域)

「協議会」 → 地域ケア推進会議  
(自治体圏域)

審議会  
(自治体圏域)

- ・市計画の検討、策定
- ・取組状況の点検、評価 等

## 審議会のメンバー

## 専門職及び 家裁の参加

機関名	主な役割
1 医師会	診断書作成
2 社会福祉協議会	
3 社会福祉協議会（権利擁護担当）	
4 弁護士会	成年後見人等受任 市民後見人・親族後見人支援
5 司法書士会	
6 社会福祉士会	
7 高齢者分野関係	相談・連絡
8 障害者分野関係	
9 民生委員児童委員協議会	相談・連絡
10 人権擁護委員会	
11 学識経験者	調査研究・評価
12 家庭裁判所（オブザーバー）	申立・監督

（事務局）健康福祉部長、福祉課長、介護保険課長、地域包括支援センター長

### 3. 条例制定から審議会設置まで

#### 条例の制定へ

平成30年 8月 例規審査会

平成30年 9月 市議会議案提出

平成30年10月 原案可決

設置準備会及び  
内部協議が重要

#### 要点

- ・「目的」「基本理念」「市の責務」「関係機関等の相互の連携」等は法に書かれている。
- ・法第14条について、条例の制定により市の「審議会」を設置する。
- ・「地域連携ネットワーク」については、市の基本計画の中で、具体的に示す。

# 第1回審議会の開催 (H30.11.26.)

## 「基本計画（案）の策定について」

- 現状と課題
- 地域連携ネットワークの体制整備
- 中核機関の在り方
- 審議会の役割
- 今後の取り組み

H31.3.までに  
審議会を数回  
開催する予定

など

パブリックコメントの実施 (H31.1月予定)

市の基本計画策定 (H31.4.～)

# 4. 中核機関について

○地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能

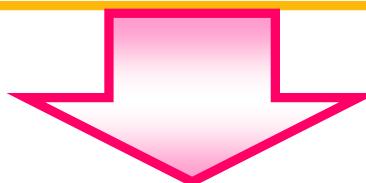
- ア. 広報機能、イ. 相談機能、ウ. 成年後見制度利用促進機能、  
エ. 後見人支援機能、オ. 不正防止効果

「国・成年後見制度基本計画」より

○中核機関の役割

- ア. 司令塔機能、イ. 事務局機能、ウ. 進行管理機能

「体制整備のための手引き」より

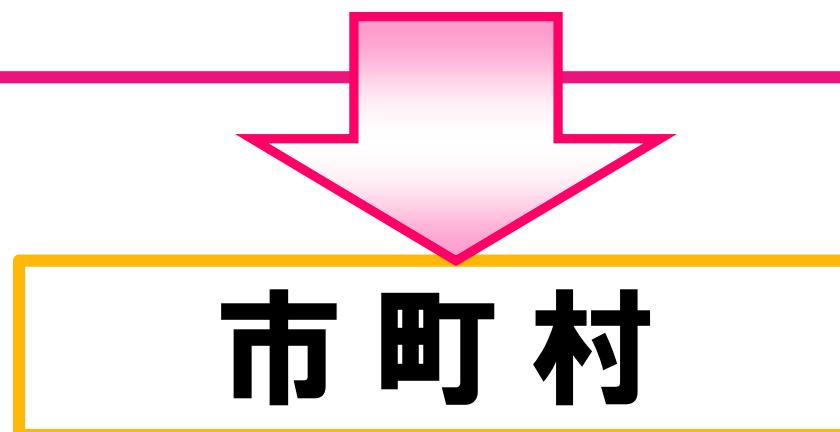


どの機能を、どこが中核機関の役割を担うのか

# 中核機関の設置主体

- ・市町村が有する個人情報を基にした業務
- ・首長申立等の市町村権限を適切に発揮
- ・行政、地域の幅広い関係者との連携調整
- ・中立性・公正性の確保、専門的業務の継続

「体制整備の手引き」P37より



# 中核機関の運営主体

例えば、以下の場合の運営の中核になる機関は、

- ・地域ケア会議の開催
- ・広域の会議の開催
- ・市民後見人の養成
- ・親族後見人の支援
- ・広報

- 「単独・直営」  
→ 「広域・委託」  
→ 「単独・委託」  
→ 「単独・直営」「単独・委託」  
→ どの組み合わせも可能

機能

役割を担う機関

単独と広域、直営と委託を組合せてはどうか検討

# 地域連携ネットワーク（イメージ）

地域連携ネットワーク

本人を中心とした  
関係者による支援

「チーム」

（日常生活圏域～自治体圏域）

コーディネート  
・司令  
・事務局  
・進行管理

「中核機関」

（日常生活圏域～自治体圏域・広域）

地域課題の検討、  
調整、解決など

「協議会」

（自治体圏域・広域）

バックアップ

# 後見人支援機能（地域ケア会議開催の場合）【単独・直営】

地域連携ネットワーク

「チーム」 → 地域ケア個別会議  
(日常生活圏域～自治体圏域)\*障害ケースは  
福祉課が主担当

「中核機関」 → 地域包括支援センター（単独・直営）  
(日常生活圏域～自治体圏域)

「協議会」 → 地域ケア推進会議  
(自治体圏域)

# 成年後見制度利用促進機能（市民後見人養成の場合） 【単独・直営＋単独・委託】

地域連携ネットワーク

「チーム」 → 地域ケア個別会議  
(日常生活圏域～自治体圏域) \*障害ケースは  
福祉課が主担当

「中核機関」 → 地域包括支援センター（単独・直営）  
社会福祉協議会（単独・委託）  
(日常生活圏域～自治体圏域)

「協議会」 → 市民後見人養成  
フォローアップ  
(自治体圏域)

# 広報機能（広域の会議開催の場合）

【単独・直営＋広域・委託】

地域連携ネットワーク

「チーム」 → 地域ケア個別会議

（日常生活圏域～自治体圏域）\*障害ケースは  
福祉課が主担当



「中核機関」 → 地域包括支援センター（単独・直営）

権利擁護センター（広域・委託）

（日常生活圏域～広域）



「協議会」 → 関係者連絡協議会

（広域）

# 審議会による点検・評価（国・基本計画より）

- ・制度の利用が必要な人を発見し、制度利用につなげる支援ができているか。
- ・意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点をもった運用がなされているか。
- ・親族、後見人を支援する体制が十分に整備されているか。
- ・制度の利用者が利用のメリットを実感できているか。

地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うとともに、次期基本計画の策定へ

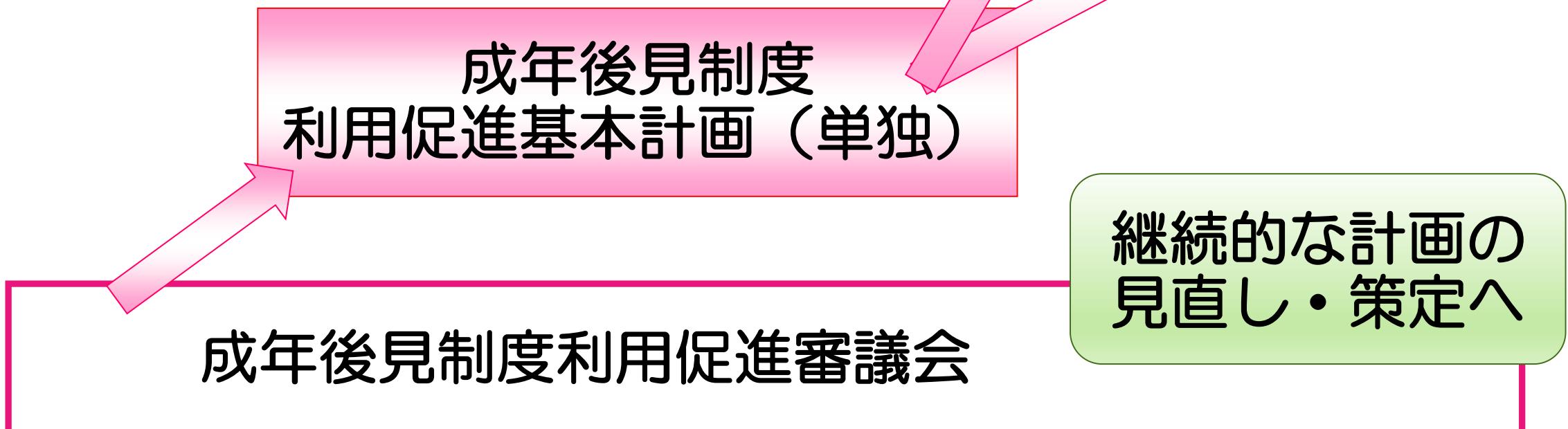
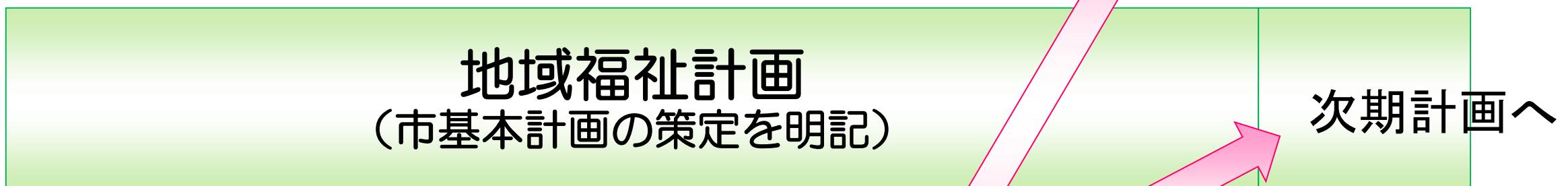
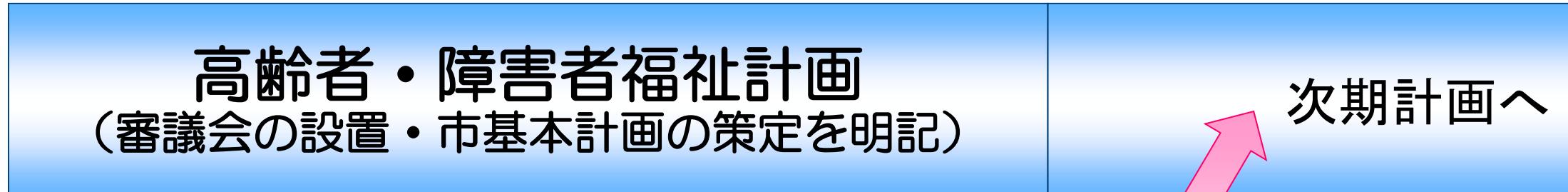


「審議会」の役割が重要

# 市基本計画策定のプロセス案

H30年度 H31年度

H33年度 H35年度



# 利用促進に取り組むメリット

- ・周囲の成年後見制度への関心が高まる。
  - ・本人を支える関係者間の連携がしやすくなる（問題をそれぞれが抱え込まない）
  - ・制度の運用について改善を図ることができる。
  - ・身上監護における質の向上が見込める。
  - ・継続的な計画の策定、見直しができる。
- など

法第三条（基本理念）

「市民の権利と利益をまもる」

ご清聴ありがとうございました。



父母ヶ浜の夕日（仁尾町）



香川県三豊市地域包括支援センター